

共同運営システムにおける 広島市地域公共交通活性化協議会(バス事業分科会)の役割について

1 バス事業の効率化・利便性向上の取組の評価と意見の提出

共同運営システムによる取組が、持続可能性と利便性が高い乗合バス事業に寄与するものとなっているか、PDCA サイクルが機能しているかどうかについて、実施状況の確認や、意見の提出を行う。

【分科会設置に係る検討の方向性】

専門的かつ機動的に議論・検討を進めることができる構成、意思決定の仕組みを検討する。

＜参考事例（法定協議会の下部組織として分科会等を設置している事例）＞ （事務局調べ）

都市	分科会等名称	主な役割	構成
岡山市	路線バス分科会 (岡山市公共交通網形成協議会の下部組織として設置)	・利便増進実施計画の策定に係る検討 例) バス路線の再編など	岡山市 (交通部局) (1名) バス事業者 (8社: 8名) 計9名
熊本市	①バス機能強化検討部会 ②交通結節点機能強化検討部会 ③コミュニティ交通部会 (熊本市公共交通協議会の下部組織として、年度ごとに検討内容に応じた専門部会を設置)	①バス走行環境改善策の検討 ②交通結節点における乗換拠点整備の検討 ③新たなコミュニティ交通の導入検討	<①の場合> ・学識経験者 (1名) ・市議会議員 (3名) ・バス事業者 (2社: 2名) ・任意団体 (2名) 計8名

2 サービス水準（曜日・時間帯別のバスの運行本数）の設定

利用状況、アクセシビリティ、法定協の意見、観光（インバウンド）や路線沿線のコミュニティ等のニーズも踏まえ、利便性、効率性ともに優れた適正なサービス水準を設定する。

＜参考事例＞

（事務局調べ）

都市	概要																													
北九州市	<p>市内の公共交通拠点相互や隣接周辺地域を結び、高水準のサービスを提供する交流軸を「主要幹線軸」に、「主要幹線軸」を補完し比較的高いサービスを提供する交流軸を「幹線軸」として設定。</p> <p>【サービス水準】 「主要幹線軸」：概ね 15 分に 1 本以上 →大量及び中量輸送で定時性・速達性等の機能を確保 「幹線軸」：概ね 30 分に 1 本以上 →中量輸送で定時性の確保とサービスを維持</p> <p>【サービス水準の考え方】 ・現状のサービス水準 ・「主要幹線軸」は、国が作成した公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合算出のマニュアルに示されている「利便性の高いエリアの対象となる公共交通」の考え方（概ね 15 分間隔）を参考にして設定</p>																													
豊田市	<p>基幹バスの運行区間が都心部から山村部にまたがっていることから、区間単位で設定を行っている（極端に需要の少ない区間や時間帯においては、利用実態に合わせて見直しを検討していくこととしている。）</p> <p>【サービス水準】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基幹バス区分</th> <th>朝・夕 (7-8 時台・17-19 時台)</th> <th>早朝・昼間・夜間 (5-6 時台・9-16 時台・20-22 時台)</th> <th>運行時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A:主に旧市部を走行する路線</td> <td>1 時間に 3 本以上</td> <td>1 時間に 2 本以上</td> <td rowspan="3">6～22 時</td> </tr> <tr> <td>B:旧市部と山間部を結ぶ路線</td> <td>1 時間に 1 本以上</td> <td>1 時間に 1 本以上</td> </tr> <tr> <td>C:主に山村を走行する路線</td> <td>1 時間に 1 本以上</td> <td>2 時間に 1 本以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【サービス水準の考え方】 住民アンケートやパーソントリップ調査の結果に基づき設定</p>	基幹バス区分	朝・夕 (7-8 時台・17-19 時台)	早朝・昼間・夜間 (5-6 時台・9-16 時台・20-22 時台)	運行時間帯	A:主に旧市部を走行する路線	1 時間に 3 本以上	1 時間に 2 本以上	6～22 時	B:旧市部と山間部を結ぶ路線	1 時間に 1 本以上	1 時間に 1 本以上	C:主に山村を走行する路線	1 時間に 1 本以上	2 時間に 1 本以上															
基幹バス区分	朝・夕 (7-8 時台・17-19 時台)	早朝・昼間・夜間 (5-6 時台・9-16 時台・20-22 時台)	運行時間帯																											
A:主に旧市部を走行する路線	1 時間に 3 本以上	1 時間に 2 本以上	6～22 時																											
B:旧市部と山間部を結ぶ路線	1 時間に 1 本以上	1 時間に 1 本以上																												
C:主に山村を走行する路線	1 時間に 1 本以上	2 時間に 1 本以上																												
松本市	<p>松本地域の地域公共交通について、「幹線」、「支線」及び「中心市街地バス」により骨格を形成し、骨格間の間隙をうめる「少量移送サービス」により、地域全体をカバーするよう設計。</p> <p>【サービス水準】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能</th> <th>サービス水準（最低水準）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幹線</td> <td>鉄道</td> <td>○居住誘導区域と中心市街地を接続する ○地域外への移動を担う</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主要幹線バス</td> <td>○居住誘導区域と中心市街地を接続する</td> <td>・7 時台～20 時台まで運行 ・1 時間に 1 便</td> </tr> <tr> <td>幹線バス</td> <td>○支所などの行政拠点と中心市街地を接続する</td> <td>・7 時台～19 時台まで運行 ・2 時間に 1 便</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支線</td> <td>準幹線バス</td> <td>○松本市出張所と中心市街地を接続する</td> <td>・7 時台～18 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便</td> </tr> <tr> <td>支線バス</td> <td>○幹線に乗り継ぎ、中心市街地に移動を担う</td> <td>・7 時台～17 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便 ・通勤・通学の時間帯に幹線に接続</td> </tr> <tr> <td>中心市街地バス</td> <td>○地域内・隣接地域の医療・商業施設等に接続する</td> <td>・午前中 1 往復 ・午後帰宅便 1 便</td> </tr> <tr> <td>少量移送サービス (乗合タクシー等)</td> <td>○松本駅と中心市街地内の各種施設を接続し、中心市街地を回遊する移動を担う</td> <td>・8 時台～17 時台まで運行 ・1 時間に 1 便</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○特定のエリアにおける小さい移送を担う</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【サービス水準の考え方】 現状のサービス水準を最低基準として設定</p>	分類	機能	サービス水準（最低水準）	幹線	鉄道	○居住誘導区域と中心市街地を接続する ○地域外への移動を担う	-	主要幹線バス	○居住誘導区域と中心市街地を接続する	・7 時台～20 時台まで運行 ・1 時間に 1 便	幹線バス	○支所などの行政拠点と中心市街地を接続する	・7 時台～19 時台まで運行 ・2 時間に 1 便	支線	準幹線バス	○松本市出張所と中心市街地を接続する	・7 時台～18 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便	支線バス	○幹線に乗り継ぎ、中心市街地に移動を担う	・7 時台～17 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便 ・通勤・通学の時間帯に幹線に接続	中心市街地バス	○地域内・隣接地域の医療・商業施設等に接続する	・午前中 1 往復 ・午後帰宅便 1 便	少量移送サービス (乗合タクシー等)	○松本駅と中心市街地内の各種施設を接続し、中心市街地を回遊する移動を担う	・8 時台～17 時台まで運行 ・1 時間に 1 便		○特定のエリアにおける小さい移送を担う	-
分類	機能	サービス水準（最低水準）																												
幹線	鉄道	○居住誘導区域と中心市街地を接続する ○地域外への移動を担う	-																											
	主要幹線バス	○居住誘導区域と中心市街地を接続する	・7 時台～20 時台まで運行 ・1 時間に 1 便																											
	幹線バス	○支所などの行政拠点と中心市街地を接続する	・7 時台～19 時台まで運行 ・2 時間に 1 便																											
支線	準幹線バス	○松本市出張所と中心市街地を接続する	・7 時台～18 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便																											
	支線バス	○幹線に乗り継ぎ、中心市街地に移動を担う	・7 時台～17 時台まで運行 ・日中 2～3 時間に 1 便 ・通勤・通学の時間帯に幹線に接続																											
中心市街地バス	○地域内・隣接地域の医療・商業施設等に接続する	・午前中 1 往復 ・午後帰宅便 1 便																												
少量移送サービス (乗合タクシー等)	○松本駅と中心市街地内の各種施設を接続し、中心市街地を回遊する移動を担う	・8 時台～17 時台まで運行 ・1 時間に 1 便																												
	○特定のエリアにおける小さい移送を担う	-																												